



厚生労働省発食安第1129001号
平成17年11月29日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎

食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づく食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定に際し、当該残留基準等の設定が食品安全基本法第11条第1項第3号に該当することから、同法第24条第1項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成17年11月29日をもって当該残留基準等を設定したこと

(参考)

食品安全基本法（抜粋）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 （略）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二～十四 （略）

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施

策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。